

公 告 3 号
令和 7 年 4 月 17 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 第4条（設立事業所の名称及び所在地）別表1中、「中菱エンジニアリング株式会社 愛知県名古屋市」を「MH I エアロテクノロジーズ株式会社 愛知県名古屋市」に改める。

附 則

（施行期日）

この規約は令和7年4月1日から施行する。

以 上